



未成年者の契約!!

— 原則として法定代理人（親権者や未成年後見人）の同意が必要です —

民法改正により2022年4月から、成年年齢が引き下げられ、18歳に満たない人が未成年者となります。

未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合は、未成年者を保護するために取り消すことができます。この取消しは、法定代理人だけでなく未成年者本人も行うことができます。取消しをすると、契約時にさかのぼって、最初から無効なものとされます。

『法定代理人（親権者や未成年後見人）の同意が要らない場合』

- ・いわゆる、「おこづかい」の範囲での契約

『未成年者の契約を取り消せない場合』

「成年者である」「保護者の同意を得ている」などどうそをついた場合は、契約を取り消せません。

ただし、以下の場合には取り消しが可能です。

- ・未成年者であると告げなかったにすぎない場合
- ・事業者から年齢を偽るよう指示された場合
- ・インターネットで受付画面に「成人ですか」という質問に「はい」のボタンをクリックしただけの場合



≪ 契約をするときは慎重に！ ≫

2022年4月からは18歳で成年となります。18歳と19歳の方は契約の未成年者取消しができなくなり、消費者被害が増えるおそれがあります。

契約をするときには十分に契約の内容やリスクを理解し、本当に必要な契約か、無理なく支払えるかなどをよく考え、**家族など周囲の人の意見**も聞き、慎重に行いましょう。

安さや手軽さが強調される

～「セルフエステ」でトラブルに～

エステティックサロンで使われている機器と同等の効果をうたう機器等の操作方法について、店舗スタッフから説明を受け、その場で消費者が自分で操作する、いわゆる「セルフエステ」に関する相談が寄せられています。



《トラブルの相談事例》

【事例1】

ラジオ波や超音波が出る機器を脚に当てる痩身エステで、温度設定がレベル5まである中のレベル1で使用していたが、いつものレベル1の温度とは思えないくらいの熱さになり、触れた瞬間にやけどをした。病院で「Ⅱ度熱傷」と診断されたが、事業者から「店舗に一切責任がない。規約に書いてあるので、返金も退会もできない」と言われた。



【事例2】

高密度の超音波エネルギーを使った機器を自分で顔に当てるエステに何度か通っていたが、ある日使用中に唇にビリッと痛みが走り、感覚が変になった。神経内科を受診すると、「神経損傷で唇の感覚がなくなっている。治るかどうかわからない」と言われた。

《トラブルを防ぐために》

- ◆ セルフエステは、初回はスタッフがそばでエステ機器等の使い方を説明してくれることもありますが、2回目以降は自分だけで操作することになります。**操作方法や人体への影響などのリスク等**についても十分に説明を求め、**不安な場合は契約しないように**しましょう。
- ◆ 「今日契約すれば入会金が無料」などと説明されても、契約前に解約条件等をよく確認しましょう。
- ◆ からだに異変を感じた場合は**すぐに医療機関を受診**しましょう。

スマホを紛失したら

キャッシュレス化への流れの中、スマホ決済なども普及し「スマホでできること」が増えています。万々スマホを紛失した際には、様々なトラブルが予想されます。

【スマホの紛失に備えて】

① 紛失時のサポートについて確認する

紛失したときの連絡先（携帯電話会社、アプリ運営会社等）やサポート内容を確認し、メモしておく。

② セキュリティ対策を行い、悪用が難しい状態にする

スマホやアプリのロック機能（パスワード、PINコード、生体認証）を設定し、クレジットカード等の決済に関するパスワードや、漏れたら困る情報はスマホ本体に保存しない。

③ スマホロックや紛失時の一時的な対応を確認する

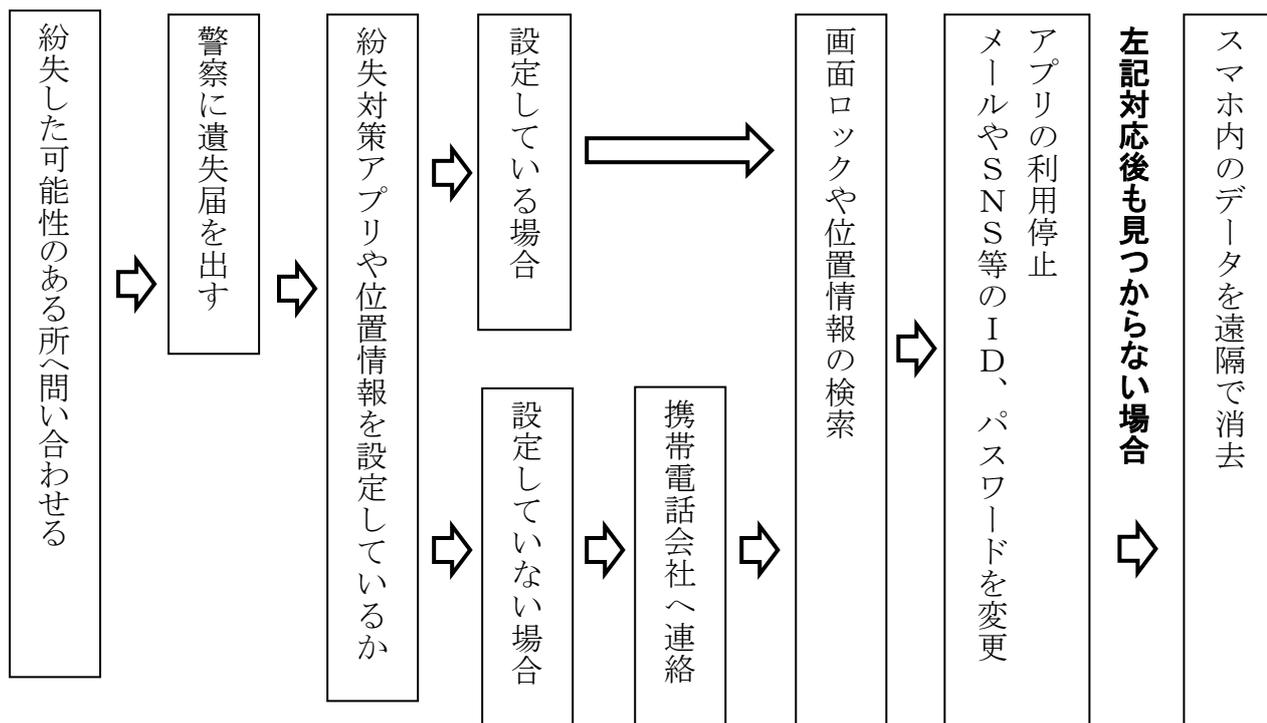
紛失したときの対応の手順をメモしておく。

④ 位置情報検索などスマホを探す手順を確認する

携帯電話会社等のスマホ探索サービスの利用方法をメモし、必要に応じて設定する。



【スマホを紛失したときの対応】



「誰一人取り残さない」

持続可能な開発目標《SDGs》

SDGsには、世界の国々が取り組むべき17のゴールと、169の具体的な目標が示されており、2030年までに目標を達成できるよう取り組んでいます。SDGsは、世界みんなの共通目標です。17のゴールのうち、ゴール3についてご紹介します。



【ゴール3】 すべての人に健康と福祉を



- ・子どもから大人まで、みんな健康でいられる
- ・安心して暮らせる福祉サービスが受けられる

【具体的な目標の主な内容】

- ・世界の妊産婦の死亡率を10万人当たり70人未満に減らす。
- ・新生児や5歳未満児の予防可能な死亡をなくす。
- ・エイズ、結核、マラリアなどの伝染病をなくす。

※新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大したことにより、死者数が増大しています。予防可能な死亡をなくすため、すべての人が高い医療を受け、安全な薬品やワクチンを得られることが早急に求められています。

消費生活相談をご利用ください

架空請求ハガキ、商品のトラブル、通販トラブル等不安に思ったら、お電話ください。

市民生活相談センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン 188（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります。

